

上屋久都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，上屋久都市計画区域においては，「自然とふれあう癒しのまち かみやく」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を平成16年に定めたところである。

策定から10年が経過し，この間屋久島町の誕生や，都市計画事業の進捗など社会状況に変化があったことから，都市計画区域の拡大を機に，見直しを行うものである。

上屋久都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	7
② 市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
① 基本方針	7
② 主要な緑地の配置の方針	7
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	8
④ 主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

上屋久都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の熊毛地域の屋久島に位置し、宮之浦を起点とし尾之間を終点とする県道上屋久屋久線と県道上屋久永田屋久線の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

本区域の気候は亜熱帯性気候で、温暖で湿った空気が年間を通じて高山帯にあたることから、年間の降雨量も海岸部で約 4,000mm、山間部では 8,000～10,000mm におよぶ高温多雨な気候を呈している。

本区域を有する上屋久地域は、木材加工業を主要産業として発展してきた。明治維新後に森林の約 8 割を国有林とし、昭和に入ってから、国有林野事業に伴う木材の搬出のために都市基盤整備が図られた。昭和 33 年に町制施行で上屋久町となり、平成 5 年 12 月には、旧屋久町とともに行政区域の一部がユネスコの世界自然遺産に登録された。平成 19 年には、旧屋久町と合併し、屋久島町となった。

本区域は、豊かな自然に恵まれているが、少子高齢化が進行しており、後継者不足による商業機能の衰退が目立つようになってきた。また、道路整備は進んでいるものの都市公園や生活雑排水処理施設の整備が遅れているため、環境を保全する必要がある。

このように、世界遺産に指定された雄大な自然との共生を図るとともに、都市基盤施設の整備を進め、自然とのふれあいを主とした「癒しのまち」として魅力あるまちづくりを進めていくものとし、

「自然とふれあう癒しのまち かみやく」

を本区域の都市づくりの基本理念とする。

この基本理念を実現するために、次の 3 つの都市計画の基本方針に基づき、住みやすくコンパクトなまちづくりを進める。

■水と緑に包まれた住みやすいまちづくり

豊かな自然環境や美しい景観との調和を考慮しつつ、秩序ある土地利用の誘導や生活に密接に関わる都市基盤の整備を進め、誰もが快適性を感じる居住環境の形成を図る。

■地域特性を活かした産業を育むまちづくり

観光機能を中心とした交流や連携が求められる中で、地域特性を活用し、自然環境、体験型レクリエーションなどの魅力的な拠点の形成を図る。

■ 優しさと生きがいのあふれるまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築など、自然との共生を重視したまちづくりを進めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの概念を導入した都市施設整備を進め、人に優しく生きがいを感じるまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 宮之浦地域

本区域における生活、業務等の活動を支える中核的な機能が集積されている宮之浦地域の西岸地区を「都市中心核」として位置づける。当該地域においては、利便性に優れた商業、宮之浦支所などの業務、交流、文化等の機能強化を進める。また、宮之浦港は定期航路や大型観光船の寄港地であることから、本区域の玄関口として港湾関連施設の整備を進めるとともに、屋久島の特産品を主とした観光商業の振興、日常生活の利便性の向上に向けた商業機能の振興方策を検討していく。

宮之浦深川地域については、緑に囲まれた住宅地として位置づけ、自然との共生を図りつつ、生活道路や生活雑排水処理施設等の生活と密接に関わる都市基盤施設の整備を図る。

② 楠川・^{たぶがわ}梡川地域

楠川・梡川地域は、農家住宅が集落を形成しており、「農業ゾーン」として位置づける。集落においては、生活道路等の整備に努め、良好な居住環境の形成を図る。

また、海岸部や斜面樹林地とも近接する良好な環境を有することから、その保全に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。本区域の人口は減少傾向で、少子高齢化が進みつつあり、今後も、人口は減少すると予測される。

また、産業の見通しについては製造品出荷額、商品販売額ともに減少傾向となることが予測され、商工業による将来的な土地需要は、現市街地内の未利用地の活用により対応可能で、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと判断される。

本区域の市街地を取り囲む自然的環境については、農業振興地域の整

備に関する法律，森林法，自然公園法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから，本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

宮之浦地域の西岸地区と県道上屋久屋久線沿道を商業・業務地と位置づける。今後は，商業基盤の拡充や良好な歩行者空間の形成を図り，商店街の活性化を進める。

b 工業地

宮之浦地域の北部については，既存の工業施設用地を工業地として位置づける。今後は，隣接する住宅地や周辺環境との調和に十分配慮し，良好な産業基盤の維持に努める。

c 流通業務地

宮之浦港周辺を流通業務地として位置づける。

本地域には，本土及び離島間を結ぶ高速客船や貨客船など多くの船が寄港する。今後は，まちの玄関口としての魅力づくりを進めるとともに，物資等の円滑な搬出入が可能となるよう，流通機能の向上に努める。

d 住宅地

宮之浦地域の宮之浦川東岸・西岸，宮之浦深川地域の東部及び楠川地域の北西部を住宅地として位置づける。宮之浦川の東岸については，商業地，公益サービス地域に近接する利便性の高い住宅地であり，戸建住宅の他，中密度の住宅も含む一般住宅地として良好な居住環境の形成を図る。

宮之浦深川，楠川地域の住宅地として位置づけられた地区は，水と緑に囲まれ戸建住宅を主体とした良好な住環境を有する低密度住宅地として位置づける。また，優れた自然環境を活かした定住者促進のための都市基盤整備を進める。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域の中心的地域である宮之浦地域は，商業業務機能を始めとする諸機能の集積を図るため，駐車場スペースの確保により，商店

街の活性化を図り、利用しやすい商業空間の形成に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地については、自然との共生を図りつつ、生活道路や下水道等の生活と密接に関わる都市基盤整備を図り、良好な居住環境の維持に努める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域、及び土砂災害特別警戒区域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している海岸線沿い及び斜面樹林地は、引き続き自然環境や生態系の保全を図るとともに、都市的土地利用の抑制を図り、適正な保全・育成に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の道路は、宮之浦港付近を起点として、東回りに県道上屋久屋久線、西回りに県道上屋久永田屋久線の2本の主要幹線道路が通っている。これらは、島内の基幹道路として産業・文化・経済の交流の骨格となっている。しかし、その他の道路では、狭あいな生活道路が残っており、その整備が必要である。

航路体系に関しては、宮之浦港は高速客船や貨客船の寄港により、利便性の高いものとなっており、本区域の物流拠点として機能の拡充を図る必要がある。このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、以下の基本方針に基づき、整備を進める。

○ 市街地を外周する環状道路の整備を図る。

○ 歩行者の安全性、快適性を確保するため、交通施設等へのユニバーサルデザインの導入を行う。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、本町の玄関口であるとともに、まちの中心地として都市内の交通の円滑化を図るため、以下の道路を配置し、整備する。

種別	配置の方針
都市幹線道路	都市内の円滑な交通を確保する都市幹線道路として、以下の路線を位置づけ、整備を図る。 循環型の路線：町道鳥越線

イ その他

種別	配置の方針
駐車場等	商店街の利便性の向上を目指すため、官民一体となって駐車場を配置し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備する主要な施設は、以下のとおりとする。

種別	施設名
道路	都市幹線道路：町道鳥越線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域においては生活様式の変化に伴い、生活雑排水処理対策が環境衛生上重要な課題となっており、「生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活排水処理施設の整備に関する調査を検討する。当面は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全の観点から、合併処理浄化槽の設置を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域の地域特性に応じた適切な生活排水処理対策を図り、いずれかの方法において、概ね 20 年後にはほぼ全域で処理可能となることを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域において、地域特性に応じた適切な排水処理方法を適用する。

イ 河川

本区域には、宮之浦川、城之川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じ整備を検討する。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、長期的な展望に立ち、人口の動向や市街化の状況に対応して、ごみ処理施設等を整備するとともに、ごみの減量化、分別収集の徹底に努め、環境負荷の軽減を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、ごみの増加、焼却施設の老朽化等の問題が生じていたことから泊川地域に一般廃棄物処理施設である屋久島クリーンサポートセンターを配置した。また、産業廃棄物については一湊（区域外）に配置されている。

イ し尿処理施設

し尿処理施設については、小瀬田（区域外）にクリーンセンターが

配置されている。今後とも、環境に配慮した衛生的な処理体制の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の施設はないが、必要に応じて施設整備の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

今後の市街地の発展動向及び住宅施策等と調整・整合を図りながら、整備に向けての調査を検討する。

② 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳をはじめとする高峰がそびえる山岳島であり、亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯で生育する植物が垂直に分布している特異な環境下にあり、年間 4,000mm～10,000mm もの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特異な森林植生を有している。こうした優れた環境は世界自然遺産に登録され、厳正な保全が義務づけられている。また、それに近接した区域内の良好な自然環境についても保全する必要がある。

今後、身近に近接した自然環境を保全しつつ、スポーツ・レクリエーション需要、災害時における避難地の確保、観光機能と連携を図る等、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全システムの配置	宮之浦川沿岸	宮之浦市街地の中心を流れている宮之浦川の沿岸は、人と自然のふれあいの場として有効活用を図る。
	斜面樹林地	市街地周辺に分布する斜面樹林地は、良

		<p>好な居住環境を維持する重要な機能を有していることから、その保全に努める。</p>
b レクリエーションシステムの配置	屋久島総合自然公園	<p>自然と親しむ拠点として、継続して整備の促進を図る。</p>
	宮之浦公園	<p>宮之浦川の左岸に位置しており、水と親しむ貴重な公園であるため、その保全に努める。</p>
c 防災システムの配置	区域全体	<p>水害、土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地等の保全を図る。</p>
	宮之浦市街地及び各集落地	<p>地震火災時における安全性を確保するため、公園、学校、その他公共空地等の避難場所、防災拠点等を市街地内に体系的に確保するとともに、避難路やオープンスペースの確保を図る。</p>
d 景観構成システムの配置	宮之浦川	<p>水と緑の軸を構成する宮之浦川は、良好な景観を構成していることから、親水機能の向上などにより、その活用に努める。</p>
	宮之浦市街地からの自然景観	<p>本区域の都市景観を保全するため、区域内樹林地の保全を図る。また、市街地内にも自然景観の修景に資する緑地の整備保全を図る。</p>

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

宮之浦地域については、街区公園等の都市公園の配置を適宜検討していくものとする。

また、区域内の斜面樹林地等の自然環境については、その保全を図るとともに、必要に応じて緑地保全地区、風致地区等の指定を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行う。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に指定予定の緑地保全地区等の地域地区はないが，必要に応じて指定の検討を行う。

